

令和7年改正

# 改正労働安全衛生法

最近の安全衛生対策の動向 **改正労働安全衛生法が段階的に施行されます**

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進など、以下の項目について改正を行い、令和7年5月14日に公布され、段階的に施行されています。

## 1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

### (1) 注文者等の配慮

R7. 5. 14施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

### (2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大 R8. 4. 1施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

### (3) 業務上災害報告制度の創設

R9. 1. 1施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。

### (4) 個人事業者等自身への義務付け

R9. 4. 1施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

### (5) 作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け R9. 4. 1施行

作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。)に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

## 今回の法改正の背景として

個人事業者等による業務上災害の状況について、特別加入者の災害状況についてみると、一概に比較はできないものの、特定の事業等において災害発生率は労働災害の場合と比べ高くなっている場合があります(右グラフ)。

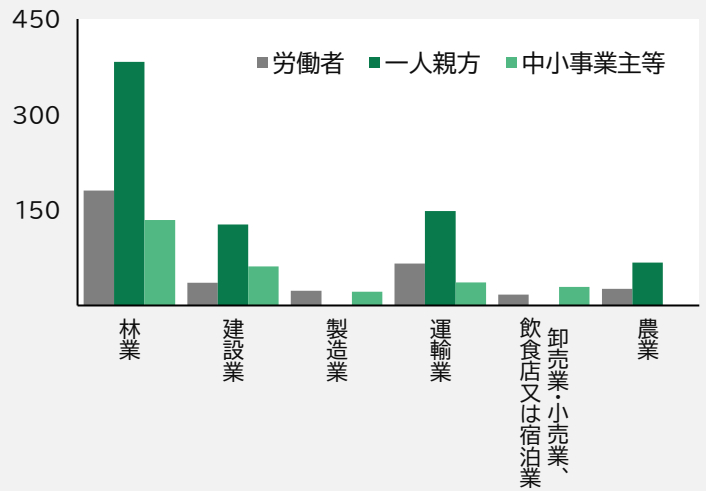
また、建設業で働く一人親方の死亡災害も年間80～100件程度発生しており、その災害内容を見ると、労働者の死亡災害に見られるものと同様の作業中に発生しているものも少なくありません。

個人事業者等の就業場所についてみると、約29%が「自宅・自オフィス以外の場所」となった調査結果もあり、他の労働者との混在作業が行われる場所で就業している状況があると言えます。

さらに、危険・有害な業務に従事している個人事業者等が、当該業務に関する教育を受けた割合は約28%程度であったとする調査結果もあります。

このような状況を踏まえ、個人事業者等であっても、労働者と同じ場所で作業を行う場合や、類似の作業を行う場合にあっては、労働者が否かにかかわらず、労働者と同じ安全衛生水準が享受できて然るべきとの基本的な考えのもと、今般の改正が行われました。

## 労働者と特別加入者の災害発生率 (令和元年度)



出典:厚生労働省労働者災害補償保険事業年報、厚生労働省調べ、総務省労働力調査  
(※)運発性疾病除く  
(※)労働者の母数は総務省労働力調査による令和元年の「役員を除く雇用者数」の数値  
(※)運輸業の労働者の母数は総務省労働力調査による令和元年の「運輸業・郵便業」のうち、鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運送業、郵便業を合計した数値  
(※)卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業の労働者の母数は総務省労働力調査による令和元年の「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」を合計した数値

## 主な改正事項の概要について

### 業務上災害報告制度の創設

#### 【報告主体】

- ①特定注文者※1や災害発生場所管理事業者※2
- ②個人事業者※3
- ③中小事業者※4

#### 【報告の流れ】



基本的には上記の流れですが、③中小事業者の場合は直接、監督署に報告を行う必要があります。

#### 【報告対象】

労働者(他の事業者の労働者含む)と同一の場所において発生した休業4日以上<sup>※1</sup>の死傷災害

#### 【報告事項】

- ①災害発生場所及び報告者に関する情報
- ②災害発生日時
- ③被災者の氏名、年齢、性別、業種、職種、外国人の場合は国籍・地域及び在留資格
- ④死亡又は休業見込み
- ⑤災害の概要及び原因
- ⑥労災保険特別加入の有無

(※1被災者である個人事業者等が行う仕事の注文者であって、災害発生場所において業務を行っている者のうち、個人事業者等から見て直近上位のもののこと)

(※2災害発生場所を管理する事業者のこと)

(※3事業を行う者で労働者を使用しないもの)

(※4事業を行う者で金融・保険・不動産・小売業にあっては50人、卸売・サービス業にあっては100人以下、それ以外の業種にあっては300人以下の労働者を使用するもの)

### 個人事業者等自身による措置やその実効性を確保するための仕組み

#### 【個人事業者等による機械等の安全の確保】

・安衛法第20条等に基づき、構造規格を具備していない機械等の使用禁止などについて、事業者と同様、個人事業者等についても同様に使用が禁止されます。

・定期自主検査を実施すべき機械を個人事業者等が使用する場合にも事業者と同様、検査の実施等が義務付けられます。

#### 【危険有害業務の安全衛生教育の受講】

・特定の危険有害業務に関する特別教育など、労働者であれば事業者の義務として措置が講じられる安全衛生に関する講習や教育について、個人事業者等にもこれらを修了することが義務付けられます。

### 建設業、造船業、製造業における混在作業現場における連絡調整

安衛法第30条(建設業・造船業)及び第30条の2(製造業)に基づく混在作業による労働災害を防止するための連絡調整を行う対象に個人事業者等を含めることが明確化されました。

また、それ以外の業種の作業が混在して行われる場所については、その場所を管理する者に対し、混在作業による労働災害を防止するための措置が義務付けられます。具体的な内容については安衛法第30条等に基づく連絡調整等を参考に、今後、ガイドラインで示されます。

## 2 職場のメンタルヘルス対策の推進

R10. 4. 1 施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。また、この法改正を受け、新たに規制の対象となる事業場向けにマニュアルが策定されました。



（厚生労働省HP）  
マニュアルは  
1109から

### ストレスチェックとは？

労働者のメンタルヘルス不調の未然防止を目的とした制度で、①ストレスチェックによってストレスへの気づきを促し、セルフケアを進めるとともに、②高ストレス者への医師の面接指導の機会の提供③医師の意見を踏まえた就業上の措置の実施④集団分析を通じた職場環境の把握、職場環境の改善を行うものです。

### ▶ 精神疾患の発見ではなく、メンタルヘルス不調の未然防止を目的とした制度

### 具体的に何をすればいい？

### ▶ 以下のような取組を行っていただく必要があります。

#### 事業者による方針の表明

実施準備

#### 関係労働者の意見聴取

社内ルールの内容について、案を予め作成した上で、事業場内に周知し、労働者に意見を募るなど、できるだけ様々な現場や立場の労働者から意見を聴くことが重要です。

#### 社内ルールの作成・周知

実施体制、実施方法、記録の保存、情報管理、情報開示・訂正等及び苦情処理、不利益な取扱いの防止など、特に機微な情報を扱うことから、個人情報の取扱いを明確化することが重要です。

#### 実務担当者

関係労働者の意見聴取や外部委託先との契約・連絡調整などを行う担当者を選任してください。なお、実務担当者は労働者の健康情報を取り扱わないため、人事に対して直接の権限を持つ監督的地位にある者を指名することも可能です。

#### 委託先の選定

労働者数50人未満の事業場においては、労働者のプライバシー保護の観点や、実施者の制約などの理由から、外部機関に委託することが推奨されます。

#### 実施者

医師、保健師、一定の研修を受けた歯科医師、看護師、精神福祉保健士及び公認心理士の中からストレスチェックの実施者として選定しなければなりません。

#### 実施事務従事者

ストレスチェックの実施の事務（回答票の回収、データ入力、面接指導の申出勧奨等）に携わります。ストレスチェックの実施の事務は労働者の健康情報を取り扱う事務であるため、実施者と実施事務従事者には守秘義務が課せられます。

事業者が決定する事項  
委託先が決定する事項

#### ストレスチェックの実施

健康診断と異なり、ストレスチェックには労働者に受検の義務はありません。しかし、すべての労働者がストレスチェックを受けることが望ましいため、未受検者に対して受検勧奨を行うことができますが、業務命令のような形での強要は行わないでください。

また、受験の結果を事業者が把握することはできません。ただし、高ストレスとなった者が、面接指導を希望した場合には、その申し出を行ったことや面接指導の結果は事業者には伝わることになります。

#### 面接指導・事後措置

労働者から面接指導の申し出があった場合、事業者は遅滞なく面接指導を実施しなければなりません。この場合でも、事業者はストレスチェックの結果を知ることはできません。面接指導を行う医師は、地域産業保健支援センター（ちさんぽ）の登録産業医などが想定されます。

事業者は、面接指導を行った医師からその結果及び意見書を受け取り、これらの内容を踏まえ、必要があると認めるときは、対応可能な就業上の措置を講じる必要があります。

実施

### 3 化学物質による健康障害防止対策等の推進

#### (1) 危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保

R12. 4. 1施行

化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性情報の通知(SDS:安全データシートの交付)の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。

#### 化学物質管理の流れの例



#### (2) 営業秘密である成分に係る代替化学品名等の通知

R8. 4. 1施行

SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学名等(\*)での通知が認められることとなりました。

なお、代替化学名等での通知を行った事業者は実際の成分名等の情報についての記録・保存が義務付けられました。

また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行うことが義務付けられました。

※代替化学名等:当該成分の化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略・置き換えた化学名などを言いますが、詳細な代替化学名等の表示方法などについては国が指針を定める予定です。なお、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき措置等については、非開示は認められません。

#### (3) 個人ばく露測定の精度担保

R8. 10. 1施行

危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関して、その場所で働く労働者が化学物質にばく露している程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、有資格者(必要な講習を受講した作業環境測定士など)が作業環境測定基準に従って行うことが義務となりました。

### 4 機械等による労働災害防止の促進等

#### (1) 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し

R8. 4. 1施行

危険な作業を必要とする特定機械等(ボイラー、クレーンなど)に対して義務付けられている製造許可や製造時等検査などの制度について、

① 製造許可申請の審査のうち、特定機械等の設計が構造規格に適合しているかの審査について、登録を受けた民間機関が行うことが可能となりました。

② 製造時等検査の対象となる機械のうち、移動式クレーン及びゴンドラについても登録を受けた民間機関が検査を行うことが可能となります。あわせて、特定機械等の製造時等検査・性能検査や、個別検定・型式検定について基準を定め、登録機関がこの基準に従って検査・検定を行わなければならないこととされました。

#### (2) 特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化

R8. 1. 1施行

フォークリフトなどの一定の機械に対して義務付けられている特定自主検査について、基準を定め、登録検査業者はこの基準に従って検査を行わなければならないこととされました。

また、フォークリフトの運転業務などの業務に従事するために必要な技能講習について、不正に技能講習修了証やこれと紛らわしい書面の交付を禁止するとともに、不正を行った場合の回収命令、欠格期間の延長が規定されました。

### 5 高年齢労働者の労働災害防止の推進

詳細は18P